

NEWS LETTER

第29巻 第2号 2022年4月29日

日本教育政策学会第29回大会案内 2022年7月9日(土)～7月10日(日)：オンライン開催

第29回大会を2022年7月9日(土)～10日(日)の日程で開催いたします。

今回の大会では、自由研究発表の他に、開催校の企画による公開シンポジウム「子どもの権利と教育政策」や、研究推進委員会による課題研究「With/After コロナ時代の教育と教育政策/統治」を開催します。

形式としては、今回もオンライン開催となります。今年度こそは対面での学会に戻すことを模索をしていましたが、年度末の急拡大もあり、確実に対面開催ができるという十分な見通しを持つことができなかったことが背景です。残念な気持ちもありますが、オンラインの良さを活かして、多くの会員が参加できるように努めて参ります。

新しい試みとして、簡便なものですが大会のHPも作成しました。ML、学会ニュースと連携しながら情報をお届けしたり、当日の参加ポータルとして活用したりできればと思います。ご利用ください。会員のみならずにはふるってご参加くださいますようお願いいたします。

第29回 大東文化大学大会実行委員会
委員長 松田洋介(大東文化大学)



日本教育政策学会 ニュースレター 2022年春夏号 <目次>

- 第29回大会の開催案内 1
- 課題研究3月集会の開催報告 5
- 研究フォーラム 6
- 事務局より 9

■ 大会テーマ 子どもの権利と教育政策

■ 日程及び時程

○第1日目 7月9日(土)

受付 12:00～	総会 12:45～13:45	公開シンポジウム 14:00～17:00
--------------	-------------------	-------------------------

* 理事会、編集委員会の日時は、それぞれの開催通知によりご確認ください。

○第2日目 7月10日(日)

受付 9:00～	自由研究発表 9:30～12:00	休憩 昼食 12:00～13:00	課題研究 13:00～16:00
-------------	----------------------	----------------------	---------------------

○大会会場：ZOOMによるオンライン開催。

(参加方法などの詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。)

○参加費など

大会参加費 一般会員無料 学生会員無料

○大会の申し込み

- ・オンラインでの参加申し込みを受け付ける予定です。
- ・後日、学会のMLにて連絡いたします。



最新のお知らせ

2022年4月10日 HPを公開しました。

過去のお知らせ

ごあいさつ

日本教育政策学会第29回大会を2022年7月9日(土)～10日(日)の日程で開催いたします。

今回もオンライン開催となります。今年度は対面での学会に際すことを模索してまいりましたが、年度末の急拡大もあり、種業に開催が難しいという十分な見通しを持つことができなかった。

■ 大会 HP

当日までの情報発信を行うとともに、当日の参加ポータルとしたいと思えます。多くの方のご訪問をお待ちしています。

<https://sites.google.com/view/jasep-daito2022/>

■ 公開シンポジウム 「子どもの権利と教育政策」

1990年に子どもの権利条約が国際条約として発効されてから30年以上、1994年に日本が批准してからも25年以上が経過した。この間、子どもの権利は日本社会にどのように浸透してきたのか、また、文教政策としていかに実現してきたのだろうか。この間の子どもをとりまく状況変化を射程にいれながら、現代社会における子どもの権利条約の意義を再考することが課題である。

この間の子どもをとりまく状況変化として、以下の三点を指摘できる。

第一に、1990年代以降の日本社会の構造変容に伴って、子ども期の大きな変容が生じていることである。例えば、1997年に発行された子どもの権利条約 市民 NGO 報告書をつくる会の手による報告書のタイトルは『“豊かな国”日本社会における子ども期の喪失』であり、その関心は学習塾や習いごとで占められた子どもの自由で自治的な世界の衰退に向けられていたのに対して、2017年に発行された報告書では「子ども期」の貧困のみならず文字通りの「子ども」の貧困にも焦点が当たっている。

第二に、子どもの権利条約は、国内法の制定に強制力を持つものではなく、立法的な議論が必要であるということである。こうしたなか、「子どもの権利条例」など自治立法の動きも見られたが、近年ではやや低調となっているばかりか、新教育基本法以降の学校の規律化など、子どもの権利保障との緊張関係をもたらす事態も生まれている。こども家庭庁の発足や、こども基本法の議論も意識しつつ、現行法令をどの

ように使うか、どのような立法課題があるか、改めて検討することが必要である。

第三に、その一方で、セクシュアル・マイノリティ、エスニック・マイノリティ、発達障がいなど、多様な子どもたちのプレゼンスが高まり、そうした子どもたちの声に根ざして、既存の画一的な学校のあり方が批判され、実際に改革が進められつつあるということである。子どもの権利の実現に向けて展開されてきた研究や運動にあっても、その子ども像を、マイノリティの視点から問い直し、アップデートする必要が生まれている。

こうした状況変化をふまえつつ、複数の立場から子どもの権利をめぐる日本社会の現状と今後の展望を議論していきたい。

■登壇者

コーディネーター・・・篠原岳司会員（北海道大学）

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1・子どもの権利条約の30年と子どもに関わる法律の課題 | ・・・山下敏雅氏（弁護士） |
| 2・外国籍の子どもたちの教育保障 | ・・・呉永鎬氏（鳥取大学） |
| 3・子ども参加の学校づくりの動向 | ・・・笹田茂樹会員（富山大学） |

※上記は、実行委員会側で依頼した項目です。

正式な発表題目は、各発表者の当日の資料によるものとします。

■ 課題研究

【テーマ】

With/After コロナ時代の教育と教育政策／統治

【全体趣旨】

戦後公教育制度が大きな揺らぎを見せる中、打ち出された Society5.0 構想は教育のかたちを大きく変える可能性がある。これはコロナ危機対応の常態化によってさらに促進されうる状況が生まれている。こうした動向に焦点を当て、これらを推進する教育政策の論理と検討過程、そして教育統治の構造を分析する。Society5.0 構想により新しいテクノロジーの導入が推進され、そのもとで教育のあり方も見直されようとしています。またコロナ危機により、それはさらに加速されつつあると思います。本研究はこの動向に焦点を当てて、これらを推進する教育政策の論理と展開過程を把握し、教育統治の構造の解明に取り組むことを課題としています。

昨年（1年目）の大会では、その第一弾としてコロナ危機の下での学校と教育政策、特に一斉休校について振り返り、検証を行うとともに、中央での政治過程を検討しました。

2年目の今年は、政府中枢において政策立案に携わっている方にその発想と政策立案・推進の過程を直接聞くこととし、文部科学省で ICT 教育政策推進の中心的な役割を果たした合田哲雄氏を招きます。また、ICT 教育について国際動向を踏まえながら教育論の視点から議論を展開されている佐藤学氏、GIGA スクール構想等の ICT 教育政策の狙いの分析に取り組んでいる本学会会長の中嶋哲彦氏に登壇いただき、ICT 教育と公教育の未来展望について議論したいと思います。

日 程：7月10日（日）午後1～4時

発表者：合田哲雄氏（内閣府大臣官房審議官）

佐藤 学氏（東京大学名誉教授）

中嶋哲彦会員（本学会会長・名古屋大学名誉教授）

研究推進担当：横井敏郎、児美川孝一郎

■ 自由研究発表の募集

○発表資格

全ての発表者（当日に口頭発表をしない方も含みます）が会員であることが必要です。非会員で、発表をご

希望される方は、ご入会をお願い致します。(手続きにつきましては、学会 HP を御覧ください)。

○発表方法

発表に際しては、ご自身のパソコンよりご参加ください。また、zoom の利用方法については別途連絡いたします。

○発表時間

発表時間は下記の通りです。質疑・討論はそれぞれの発表ごとにおこない、全体討論は行わないこととします。

個人研究 発表 20 分、質疑討論 10 分。

共同研究(口頭発表者が 2 名以上の場合) 発表 40 分、質疑討論 20 分。

★要旨集録について

- ・要旨集録の提出期限は、2022 年 6 月 10 日(金)です。
- ・A4 版でページ設定をしてください(ページ番号は入れないでください)。
- ・**Word ファイルでご提出**ください。『発表要旨集録』の体裁を統一するため、こちらで編集させていただく場合や改変をお願いする必要があることをあらかじめご了承ください。
- ・分量は、個人研究は 2 頁以内、共同研究は 4 頁以内です。図表などを使用される場合、それらを含めて所定のページ数に収めてください(大会 HP で様式をダウンロードできます)。

[余白]上下 25mm、左右 19mm 程度(ワードにおける“やや狭い”設定)

[1 頁目]

1 行目 発表題目 14 ポイント

2 行目 サブタイトル 12 ポイント。なければ空白。

3 行目 空白。

4 行目 氏名(所属)10.5 ポイント

※共同研究の場合は口頭発表者氏名に○印をつけてください。

※大学院生の方は、氏名(所属大学院の名称 大学院生)としてください。

5、6 行目 空白。発表題目などが 2 行にわたる際は、この空白は 1 行でかまいません。

7 行目以降 本文を 1 行 40 字×38 行、10.5 ポイントで作成してください。

[2 頁目以降]は 1 行目から本文を書いてください。

★発表要旨集録原稿の提出方法

- ・原稿は、電子メールの添付ファイルとして送信してください。
- ・電子メールの件名は「大会要旨集録原稿」としてください。
- ・要旨原稿〆切 :2022 年 6 月 10 日(金)
- ・提出先メールアドレス : conference.jasep2022[AT]gm

■ 大会実行委員会

松田洋介(大東文化大学、委員長) 仲田康一(法政大学、事務局長)

○連絡メールアドレス conference.jasep2022[AT]gmail.com [AT]を@に変換してください。

※連絡手段はメールを基本とするようお願いいたします。

課題研究 3 月集会の開催報告

1. 研究会の概要

3月26日(土)午前10時~12時半に「2030年の教育を展望する―「未来の教室」と公教育のゆくえ」をテーマとする公開研究会をオンラインで開催した。第10期の課題研究は3年間の統一テーマをくWith/After コロナ時代の教育と教育政策/教育統治>と定め、今回は Society 5.0 構想による新しいテクノロジーの導入と公教育の変容に焦点を当て、教育政策の論理や教育統治を検証することとした。そこで、浅野大介氏(経済産業省)と山本宏樹氏(東京電機大学)を招き、報告をいただいた。Zoomの最大参加者数は67名で盛況であった(参加者は会員と非会員で半々程度)。司会は課題研究推進担当理事の児美川孝一郎と横井敏郎が務めた。

2. 報告要旨

浅野報告「経済産業省「未来の教室」でみてきたこと―もっと「組み合わせ自在」な学習環境の可能性」:

「未来の教室」は「探究」と「個」を大切にする学習機会の創出を目指すものである。問題は、両者を大切にする学校事例が常に「少数派」「特例」という状態であるという点である。教育の議論は「二項対立」(例:経験か教科か、対面かオンラインか)に陥ることが多く、学習者が真に求める学習環境に「組み合わせる自由」が十分に保障されていない。教育のDXにより、学習者主体で時間・居場所・教材・指導者・支援者の「組み合わせの自由度」を最大化することが求められる。公教育の市場化など、種々の批判があるが、多くは誤解である。経済産業省は文部科学省を支える位置に立っている。

山本報告「2030年代における公教育の課題」:

2030年まで国際情勢や人口動態、技術革新が大きな動向においてGIGAスクール構想を捉える必要がある。これからの公教育はオフロードとエンハンスメントの2つのテクノロジーによって激変させられ、常時監視と問題行動の監視強化、登校/不登校の曖昧化、ビッグデータ解析による教員評価の発生などが想定される。ただし、公教育の質の低下といった教育界からの「未来の教室」批判はエビデンスを欠いている。もっと効果検証や適切な利用方法の

検討が必要である。「未来の教室」も方法論の一つであり、教育DXを通じた質保証の検討が必要である。また学校ICTのメンテナンスの費用と教員人件費の配分の問題(トレードオフの可能性)や費用の家庭負担増大について検討が求められる。

3. 質疑

報告後、以下のような質疑応答がなされた。

(質問)「デジタルシティズンシップ教育」について両報告者はいかに評価しているのか。

(浅野氏)情報モラル教育からデジタルシティズンシップ教育へ変革する必要がある。前者は抑制的な印象であるが、むしろシティズンシップ教育の問題として昇華させるべきである。

(山本氏)情報モラルと両輪として考えるべきであり、バランスの問題である。

(質問)探求と個の重視というが、入試(特に高校入試)を改革しなければならないのでは?

(浅野氏)入試改革は重要な鍵であり、特に都道府県単位で行われる高校入試は学習指導要領の実現を阻害するもので正す必要がある。広島県のような調査書・内申書改革を行おうとしている事例もある。一方、大学入試は検定料による大学の収益モデルの問題や大学自治という複雑な問題があり変革が難しいように思っている。

(質問)海外のデジタル教育政策の動向をいかに評価するのか。

(山本氏)実証研究は多くある。初等中等教育段階におけるICT導入は発展途上国での事例が多く、質の高い教員の不足への補助という文脈で導入されている点が問題である。先進国での成果はよくわかっていないと思う。

4. 全体討論

(司会)それぞれ相手方の報告をどう思ったか。

(浅野氏)目前の議論に焦点を当てる自分のものと比して、10年後の問題、特に倫理的な問題にまで視野を広げている点を評価したい。個人的には国が財政をより負担すべきであり、文科省が財政当局との激しいせめぎ合いをいかに乗り越えるかにかかっているように思われる。

(山本氏)浅野氏はひとりのアクターであり、より

大きな流れに注目して聞く必要があると感じた。入試改革の必要性も同意するが、どのような入試あるいは評価が現実的にバランスの良い公正なものであるのかが重要な問題である。

（質問）主要5教科以外の教育として、特別活動を経産省はどのように考えているのか。

（浅野氏）NPO カタリバとの協同事業である「みんなのルール・メイキング・プロジェクト」が重要な特別活動のよい事例である。児童・生徒同士の協働における論理性・抽象思考を鍛えるための特別活動であり、有意義な取り組みだ。未来の教室では5教科以外の科目が重要になる。

（質問）政策形成における文科省と経産省の関係、また「未来の教育」に民間教育も学びの場に含まれるのかについてどのように考えるか。

（浅野氏）政策策定においては複数の価値観に関わる役所の在り方が重要であり、その点で文科省とはライバル的關係である。しかし、今の流れは2017年の学習指導要領改訂に続くものであり、基本的に経産省は文科省をサポートする姿勢である。「未来の教室」については、最終的に学習指導要領記載の必要な資質・能力の育成を実現することを目的としている。民間教育は大きな役割を果たすと期待している。公教育が担えない者は民間教育が担い、公教育の垣根を超えた本当の機会平等を考える必要がある。

（質問）学習指導要領という枠組みの中で画一化を免れることは可能であるのか。

（浅野氏）学習指導要領自体ではなく、むしろその規定が過度に詳細な解説書に問題がある。しかし、それでも自由度がないわけではなく、教師はいったい何にどのように縛られているのかを検討してみる必要があるのではないか。

（質問）教育分野の変革的イノベーションのイニシアチブを経産省以外に握れる組織はあるか。

（浅野氏）経産省はやるべき仕事はそれほど固定的に決められていない点が特徴である。領域横断的に他省庁とは異なる視点から政策を立案する組織文化があるからこそできることであり、他の役所には難しいように思われる。

（質問）子どもたちや保護者、教師の困難（特に貧困や文化の多様性）にはいかに対応するか。

（浅野氏）やはりカタリバとの協同事業「教育支援センターのDXによる“誰一人取り残さない学び”」が有用である。教育支援センター職員をオンラインでつなげることと子ども本人を含む家族支援という点が特徴である。

5. まとめ

最後に司会より以下のようにまとめを行って研究会を終了した。「未来の教室」は省庁が相互浸透するような形で立案されたという政策過程の特質が明らかになった。新しいテクノロジーの限界と可能性についてはより長いスパンで考えていく必要がある。いずれも有意義な報告をいただいた。（文責 横井敏郎・岡本愛香（北海道大学大学院生））

研究フォーラム

学校運営への父母参加

葛西耕介
（愛知県立大学）

「若手」の域を過ぎているが（1981年生まれ）、私がこれまで取り組んできた研究の紹介をさせていただく。丸山眞男的な言い回しを使えば、私は、“夜店”的にイギリスの学校経営（学校理事会制度）や教育行政（教育行政職員の養成制度）の研究をして食いつなぎつつ、日本を対象とした、発表機会の持ちにくい地味な基礎研究を“本店”としてきた。その日本については、①教師の専門職性に関する研究、②教育長や校長のリーダーシップに関する研究も行いながらも、とりわけ③「親」（保護者）に焦点を当てた、“学校運営への父母参加の思想と制度の研究”を主題としてきた。というのも、「親」

の公教育における位置づけ方こそが公教育理解にとって本質的であり、その研究が他の2者に関する研究の基礎になると考えているからである。

すなわち、西欧諸国が親の教育権（教育の自由）と国家権力との緊張関係の中で公教育を発展させてきたのと比べると、日本では「親」に子の学校教育に関する権利を認める法規定は非常に少なく、親による学校教育内容（たとえば、性教育、道徳教育）の一部拒否や、学校への一定の教育内容（たとえば、ICT教育の在り方、校則、宿題の量）の要求・協議・合意を行う学校参加の手続きや制度は未発達である。また、日本の教育経営学や教育行政学は国民・住民一般とは区別される「親」に公教育上の固有の位置づけを与えてこず、親の権利は教師の権利・自由に比べると見過ごされがちなテーマである。学校改善や経営の効率化のためといった自律的学校経営のツールとしての父母参加論とは区別される「親」固有の権利（親の教育権）に着目した父母参加論の理論研究に空白があるのである。このように、父母参加は日本が政策上も研究上も諸外国に後れをとっている分野だと言える。そこで、日本に西欧諸国並みの父母参加制度を構築するべく、イギリスやドイツの制度と比較しながら、なぜ日本では父母参加制度が強固に存在しないのか、少ないながらもいつ、なぜ、どのような父母参加学説が論じられ蓄積されてきたのかを探求し明らかにしてきた。この学校運営への父母参加というテーマは、教会ないし親の教育の自由と国家権力との緊張関係の中で公教育を発展させてきた西欧諸国とは異なる、明治以来の国家主導による日本の公教育の在り方を原理的・根源的に問う意義がある。近代日本における自由主義思想の彫琢の脆弱さにさかのぼる歴史研究であり、諸外国との比較で日本の学校教育の特徴を浮き彫りにする国際比較研究なのである。

以上の関心に基づく研究をまとめた博士論文「学校運営への父母参加の思想と制度の研究——日本の諸学説の検討を通して——」によって2020年に東京大学から博士号（教育学）を授与された。そこで、その論文の概要を以下に記す。

本研究の解明主題は、戦後直後から現在に至る学校運営への父母参加についての学説史を検討することで親の教育権や父母参加論の類型（“型”）をめぐる対抗を学説史的に明らかにして、学校運営への父母参加論の通時的・共時的展開を構造化することである。そして、学説史研究の方法を採り、学説を分析する視角として、通時的には、3つの時期区分——1945年から1950年代半ばの時期、1950年代半ばから1980年代半ばの時期、1980年代半ば以降の時期——をもちながら、共時的には次の5つの《公共性》論を用いた。すなわち、①国家が直接に国民の紐帯をとり結ぶ《国家的公共性》、②労働者の団結や連帯を通じて諸個人間の共同性を回復する《労働者の公共性》、③諸個人の自由・権利に優位して追求された主権的・共同体的な「国民」としての観念を通じて共同性を構築する《国民的公共性》、④個人主義的で自律的な「市民」の自由と権利の延長線上で共同性を構築する《市民的公共性》、⑤市場の適正な配分作用を通じて人との関係を取り結ぶ《市場的公共性》である。

本論文は全7章、300頁ほどからなる。第1章で先行研究のレビューを踏まえて本研究の解明主題と研究枠組みを設定した後、第2章「日本における『教育権』概念の展開——その享有主体に焦点をあてて」では、「国家の教育権」論と「国民の教育権」論の対抗と描かれ、しばしば「親」の教育権の不在が指摘される日本の「教育権」理解の発展について、その享有主体の変遷という点から先の3つの時期区分に即してその動的展開を明らかにした。そうすることによって、日本で展開されてきた「教育権」論の中に親の教育権は本当になかったのかを問うた。また、1980年代半ば以降の時期に出てくる「親」の教育権を言う種々の学説を分析するに際して、「親の教育権」（広義）の構造——対内的関係である「親権」理解が対外的関係である「親の教育権」（狭義）理解を規定する——を示し、その視角から「拒否権」「参加権」「学校選択権」への分岐を理論的に説明し、類型化した。

第3章「父母の学校参加を導く原理——『親権』と『親の教育権』との統一をめぐる」では、「参加権」を原理的に可能にする公教育観・公教育理解——公共性理解——を探求し、親の教育権に基づく学校教育参加の社会科学的な原理的説明づけと、これがこれまでなされてこなかった思想的・学術的背景を、憲法学説、戦前戦後の民法学説、近代家族論などを援用することによって明らかにした。さらに、こうした親と子どもとの対内的関係と親と第三者との対外的関係の理解如何、私人としての親と公教育との関係性理解、そこから敷衍して私法関係・私事性と公法関係・公共性との関係の理解

如何の立場の違いから、5つに区別される《公共性》を導出し、この5つの《公共性》論を第4章以下での学説分析の際の視点とすることを示した。

第4章「1950年代から1980年代の父母の学校参加論」では、相互に競合して《国家的公共性》に対抗する学説として、海老原治善、持田栄一、牧柁名、堀尾輝久、伊藤和衛の学説を取り上げた。第5章「《公共性》論の動態と1980年代半ば以降の諸政策および諸学説——『拒否権』と『学校選択権』」では、日本において長い間不活発であった親の権利論がなぜ1980年代に政策・学説として示されるようになるのかを、そこに至る公共性の動態を探ることを通じて明らかにし、永井憲一、奥平康弘、黒崎勲の学説を取り上げた。第6章「1980年代以降の父母参加制度論」では、1980年代半ば以降に研究者（今橋盛勝、佐貫浩、坪井由実、結城忠ら）や教職員団体から提示される父母参加制度論の特徴を明らかにした。このように、戦後日本で展開されてきた各学説が採る《公共性》論すなわち国家と市民社会の理解に着目して各論者の立場を分類し、同時代的な思想状況とともに、その学説の意義と限界を分析した。

以上のような本研究の新規性は、これまで学校運営への父母参加論についての学説史研究がなかった中で、教育法学を中心に、憲法学、民法学など法学分野を中心に研究領域横断的に探究することによって、親の教育権に基づく父母参加学説の歴史的また同時代的な展開の全体像を明らかにし、多様な学説を法的・社会科学的に構造化した点にあると言える。

また、本研究の示唆についていえば、第1に、あるべき父母参加制度の骨格についての示唆を有する。たとえば、制度化から20年になりいよいよ本格化してきた学校運営協議会をどのように理解しどのように運用していくべきか、また最近ようやくホットになってきた校則制定について親はどのように関与の正統性があり、父母参加と子ども参加はどのように理論的に区別しつつ統一できるのかといった点につながってくる。示唆として第2に、とりわけ教育法学説への貢献であるが、父母参加論の学説把握の枠組みの提示であり、具体的には、親の教育権の理解如何（無権利説、同質説、特殊説）と「拒否権」「参加権」「学校選択権」の肯否の論理的関係である。示唆として第3に、隣接研究領域への学際的な貢献となるが、公教育を扱う当該研究領域に「親」に固有の位置づけ与えることの必要性の提示である。すなわち、教育行政学、教育経営・学校経営学、教育制度学などにおいては、「親」はその学問の固有の対象としてほとんど取り上げられていないか、“偏在”し、“局所的位置”に置かれているが、明らかにしてきた公教育における親の重要性からすると、各学問領域において、より真剣に「親」を位置づけることに自覚的になる必要がある。憲法学や民法学も同様である。本研究が示した公教育における「親」を論じる枠組み、「親の教育権」の多様性とその類型（“型”）、対抗関係、そして法的、社会科学的な枠組みは、他の研究領域にとっても参照に足る見取り図になるはずである。なお、年度内に本研究をまとめた書籍が出版される予定である。

本研究を踏まえて、私自身は今後、次のようなことを課題としている。第1に、諸外国の参加思想と制度のより立ち入った検討である。コロナ禍によって海外でのフィールド調査は制約されているが、イギリスの学校理事会とドイツの学校会議に関心を持って進めている。第2に、こうした公教育理解を踏まえた、公教育の担い手である教師・校長や行政職員の職能の検討である。自律的学校経営ないし学校の自主性が政策的に唱導されて久しいが、そうした学校や教育行政を経営する担い手の職能開発は進んでいないようである。この点を、教育委員会職員、学校事務職員の職能開発研修や現場職員とのアクションリサーチによって進めている。

本稿と研究関心を共有する会員は、共同研究にお声がけいただけると嬉しい。

事務局より

■異動・就職等に伴う、新しい住所・所属・メールアドレス等をご連絡下さい

本学会のホームページに「住所・所属・アドレス」変更の記入・送信フォームがあります。これらの変更のあった会員は、ご連絡をお願いいたします。

古い登録情報のままですと、学会年報や「メールニュース」等をお届けすることができません。

■年会費はすべて口座振り込みです

年会費はすべて振り込みです。2022年度の会費は、下記の口座にお振り込み下さい。

一般会員 8,000 円 学生院生会員 5,000 円

〔郵便振替口座記号番号〕 00160-2-630596

加入者名：日本教育政策学会

〔ゆうちょ銀行口座〕 〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座0630596

■「会員企画研究会」にふるってご応募ください

会員が企画する研究会に対して、一件2万円 の補助を行なっています（講師料、交通費、会場使用料、資料や開催通知の作成等）。希望される方は、学会事務局にメールで申請してください。申請書は学会 HP からダウンロードしてください。

⇒<http://jasep-web.jp.org/wp/研究企画/会員企画研究会/>

会員企画研究会を行う場合は、事前に研究会の開催を学会会員に知らせ、研究会開催後、その概要を事務局に報告してください。HPとニュースレターに掲載します。

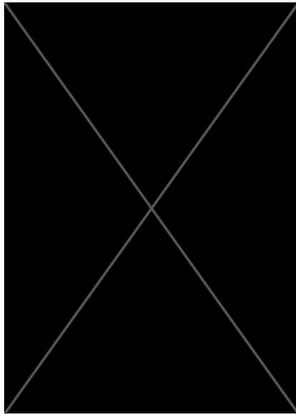
■ 寄贈図書 （2021.9.1～2022.4.29 到着分。発行年月順）

以下の図書をご寄贈いただきました。ありがとうございました。

- ハレン・M・ガンター著、末松裕基・生澤繁樹・橋本憲幸訳『教育のリーダーシップとハンナ・アレント』春風社（2020年12月）
- 木場裕紀『学問としてのダンスの歴史的変容』春風社（2021年10月）
- 阿内春生『教育政策決定における地方議会の役割』早稲田大学出版部（2021年11月）
- 石井拓児『学校づくりの概念・思想・戦略』春風社（2021年12月）
- 荻野亮吾『地域社会のつくり方 社会関係資本の醸成に向けた教育学からのアプローチ』勁草書房（2022年1月）
- 園山大祐・辻野けんま編著『コロナ禍に世界の学校はどう向きあったのか』東洋館出版（2022年2月）
- 本多正人・川上泰彦編著・小川正人・植竹丘・櫻井直輝著『地方教育行政とその空間-分権改革期における教育事務所と教員人事行政の再編』学事出版（2022年2月）
- 近藤正春『現代教育行政学の理論的課題』教育資料出版会（2022年3月）
- 谷川至孝・岩槻知也編著『子どもと家庭を包み込む地域づくり-教育と福祉のホリスティックな支援-』晃洋書房（2022年3月）
- 佐々木幸寿『教育裁判』学文社（2022年4月）

【新入会員】 2021. 9. 1～2022. 4. 29 （入会申込順）

◎本学会の新しい仲間たちです。よろしくお願いします。

**【常任理事会の開催】**

○第10期第6回（通算第141回）常任理事会 2021年9月12日（日）11時00分～13時00分 Zoomにて

【議題】

〔報告事項〕

1. 会員の現況について
2. ニュースレター2021年秋冬号の編集・発行について

〔審議事項〕

1. 2021年度大会の開催報告について
2. 新入会員について
3. 課題研究について
4. 年報第29号の編集について
5. その他

○第10期第7回（通算242回）常任理事会 2021年12月12日（日）13時00分～15時00分 Zoomにて

【議題】

〔報告事項〕

1. 会員の現況について
2. ニュースレター2021年秋冬号の編集・発行について

〔審議事項〕

1. 2022年度大会（大東文化大学）について
2. 新入会員について
3. 課題研究について
4. 年報第29号の編集について
5. 学会会則等の改正について
6. 若手会員へのアンケートについて

○第10期第8回（通算243回）常任理事会 2022年3月27日（日）13時00分～15時00分 Zoomにて

【議題】

〔報告事項〕

1. 会員の現況と学会年会費（三年間）未納者について
 - 1) 会員総数

2) 退会の申し出

2. その他

1) 年報の理事への追加配布の廃止について

〔審議事項〕

1. 2022 年度大会（大東文化大学）について
2. 新入会員について
3. 年会費の三年間未納者について
4. 課題研究について
5. 年報第 29 号の編集について
6. 会則等の改正案に理事及び会員から寄せられたコメントへの対応について

○第 10 期第 9 回（通算 244 回）常任理事会 2022 年 4 月 27 日（水）17 時 30 分～18 時 40 分 Zoom にて

【議題】

〔報告事項〕

1. 会員の現況について
 - 1) 会員総数
 - 2) 年会費の未納者（三か年未納者）の会費納入
 - 3) 退会の申し出
2. その他
 - 1) 学会ニューズレターの発行

〔審議事項〕

1. 2022 年度大会（大東文化大学）について
2. 新入会員について
3. 課題研究について
4. 年報第 29 号の編集について
5. 会則等の改正案と理事及び会員から寄せられたコメントへの対応の公表について
 - 1) 会則等の改正案
 - 2) 会員から寄せられたコメントへの対応の公表
6. その他
 - 1) 理事会開催日程

編集後記

『日本教育政策学会ニューズレター 2022 春夏号』の編集作業の過程で、本学会の 2022 年度大会（於、大東文化大学）がオンライン開催となることが決まりました。松田洋介大会実行委員会委員長・仲田康一同事務局長をはじめとする大会実行委員会のみなさんには、大会準備でたいへんお世話になります。

今夏の本学会大会への多くの会員のみなさんの参加を期待しております。

（武者一弘）

【学会事務局】

○会長：中嶋哲彦 事務局長：武者一弘 事務局幹事：石井拓児 川口洋誉 谷口 聡
事務局書記：服部壮一郎 広川由子 松田香南

○連絡先：〒487-8501 愛知県春日井市松本町 1200 番地
中部大学 人間力創成教育院 武者研究室 気付
Email: jasep10th@gmail.com

○学会ウェブサイト <http://jasep-web.jpn.org/wp/>